

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第

卷二十三第

行發日一月一年六和昭

## 第十九回國際統計協會會議 記念特輯號

國際勞賃統計

統計學に於ける將來の領域

保護關稅の合理化

南滿洲に於ける我租稅制度

租稅滯納の統計的觀察

階級による差別出生率

農村人口及農村狀態於けるに關する一推算

國勢調査に於ける年齢の誤謬

正米相場と期米相場との相關々係

米穀の需要に就いて

統計學の課題としての景氣變動の研究

フランスに於ける景氣變動豫測論

金融統計特に通貨統計に就いて

失業統計の方法について

保險と統計及統計學

比較研究法と統計の比較

第十九回國際統計協會會議記念講演會及統計圖書展覽會記事

同統計圖書展覽會出品目錄

フリードリヒ・ツァーン

コラド・デニ

法學博士 神戶 正雄

經濟學博士 沙見 三郎

經濟學士 中川與之助

文學博士 高田 保馬

經濟學博士 本庄榮治郎

經濟學士 岡崎 文規

經濟學士 谷口 吉彦

經濟學士 八木芳之助

經濟學士 蜷川 虎三

經濟學士 松岡 孝兒

經濟學士 中谷 實

經濟學士 益田 熊雄

經濟學博士 小島昌太郎

法學博士 財部 靜治

(禁轉載)

# 租税滞納の統計的觀察

中川與之助

納税は國民の國家及び地方團體に對する最高義務の一つであるが同時に又それは經濟上の負擔であり苦痛である。茲に於てか租税回避のために種々の手段が講ぜらるゝ。或は立法、行政上の手段に訴ふる場合あり或は經濟上の理法を利用する場合がある。茲に所謂租税の滞納とは所定の納期までに租税を納付せざる場合をいひ稅務行政の領域に於て現はるゝ租税回避の一現象である。

現行國稅徵收處分法に據れば租税の徵收に當りては先づ納期を定めて徵稅令書を發し、その納期限までに完納せざる場合は之を滞納となし更に期限を指定して納付を督促する。而も之に應ぜざる場合には財産の差押をなし遂に財産を公賣に附して税額を強制的に徵收するのである。地方税の滞納處分も亦之に準ずる。(府縣制一一六・市制一三一・町村制一一一)言ふ迄もなく租税の滞納は之を國家、地方團體の立場からみれば、徵稅費を嵩ましめ租稅收入の動搖を來して財政變理の不安を醸すものなるが故にその少きことは最も望ましき所なるが、實際上我國に於て租税の滞納は必ずしも少しとせぬ。茲に於てかその原因を探りこれが傾向を察することは單に財政變理の上からのみならず、租稅政策の立場からも重要な事と信ずるのである。

我國に於ける租稅滞納の研究としては先に神戸博士に公にせられたるものがあり、明治末期の資料に基いて論究せられたものである。<sup>1)</sup>私はその後をうけて即ち大正二年以來昭和二年に至る最近十五年間の統計に基いて研究を試みた。尙、滞納に關する統計資料としては主として大藏省主稅局統計年報書に掲げてある國稅府縣稅の滞納表によつた。

## 一、最近十五ヶ年間の滞納の概觀

大正二年度に於ける國稅の全調定人員は五七、七四五、二

1) 神戸博士、租稅の滞納を論ず(京都法學會雜誌第九卷第一號)尙同論文は同博士著財政問題三五二頁以下に收む。

三二人にして滞納人員は三〇七、〇二〇人その比率〇・五三%、同じく國稅の全調定額は二八五、七一九千圓、同滞納額五、九八四千圓にしてその比率二・〇九%である。之を昭和二年度の統計にみるに全調定人員四七、五八七、一七四人同滞納人員五三五、二〇一人その比率一・〇七%であり全調定額七四五、一六七千圓滞納額五一、二二三千圓その比率六・八七%となる。今、大正二年から昭和二年に至る、十五ヶ年間の國稅總計に就て調定人員及び稅額に對する滞納人員及び稅額の百分率を示せば次の如し。

第一表 最近十五ヶ年間の國稅滞納率

人員別	年度	
	滞納率	稅額
人員別	二	大正
	三	大正
	四	大正
	五	大正
	六	大正
	七	大正
	八	大正
	九	大正
	十	大正
	十一	大正
	十二	大正
	十三	大正
	十四	大正
	十五	大正
		昭和
	平均	

即ち稅額別にみれば大正五年度の一・六九%を最小となし大正九年度の一・四二%を最大とし平均五・五四%となる。又、人員別にみれば大正六年度の〇・一五%を最小となし昭和二年度の一・〇七%を最大となし平均〇・五三%即ち一萬人に就き五十三人の割合である。而して十五年間に於ける滞納率の變化をみるに、大正三・四五年は逐年遞減し大正六・七年より上り始めて大正九年にはその絶頂に達しその後は次第に遞下し大正十一年以後は逐年その率が上りつゝある。又之を人員別にみれば大正三・四・五・六年は逐年その率が遞下し大正七年以後は漸次其の率が上る一方である。

翻つて滞納の状況を府縣稅に就てみる。府縣稅滞納の統計には大正二・三・四年度分の調定稅額及び人員を缺くが故に大正五年度以降昭和二年度に至る最近十二箇年間の比率をみる事とする。さて府縣稅總計に據るに大正五年度の調定人員五三五、〇二四、三六八人滞納人員二、七七六、六八五人その比率五・一九%同じく調定稅額六九、〇三九千圓滞納稅額三、八六四千圓その比率五・六〇%である。之を昭和二年度にみるに調定人員八五、〇一六、三九四人滞納人員八、八〇六、三一八人その比率一〇・三五%、調定稅額二四九、九二〇千圓滞納稅額三二、八四二千圓その比率一三・一三%となる。今、右の比率の十二箇年に於ける變化を示せば次の如くなる。

第二表 最近十二箇年間の府縣稅滞納率

滞納率	年度											
	大正五	大正六	大正七	大正八	大正九	大正十	大正十一	大正十二	大正十	大正十	大正十	大正十
稅額別	五・六〇%	四・三五	四・一八	四・五三	六・一〇	六・四三	七・〇三	七・〇八	八・四八	八・九三	一〇・八二	一三・一三
人員別	五・九二	四・二六	三・五四	三・七四	四・七七	四・七五	五・三二	五・八五	六・五九	七・四五	八・八〇	一〇・三五
平均												七・九四

右表によりて府縣稅の滞納率を稅額別にみるに大正七年度の四・一八%を最低とし昭和二年度の一三・一三%を最高となす。人員別では矢張大正七年を最低としてその率は二・五四%昭和二年度は一〇・三五%にして最高率を示す。十二箇年の平均は稅額別七・九四%、人員別六・六六%である。十二箇年を通じての變化をみるに、稅額別・人員別何れに於てもその滞納率は大正五年度を基準として大正六・七年度は遞下してゐるが大正八年度に至りてその率が上り始め爾來昭和二年度に至る迄逐年遞増してゐる。

次に租税滞納の状況を地方別に考察せう。元來租税の如き經濟事情と密接の關係を有するもの  
 にありては各地方の經濟的特質或は負擔關係等に基いてその滞納狀態なども比較すべきものであ  
 るが、かゝる調査や分類の困難なると統計資料の關係上一先づ税務監督局の管區別に比較するこ  
 ととする。左の第三表は昭和二年度の統計によりて算出せられたる國税、府縣税の滞納率を示す  
 のである。

第三表 地方別に觀たる租税滞納率

國・地方税		税額別		人員別		國・地方税		税額別		人員別			
管區名	國税	府縣税	國税	府縣税	管區名	國税	府縣税	國税	府縣税	管區名	國税	府縣税	
東 京	九五・二%	一五・二%	一・六%	三・四%	名 古 屋	七八・二%	二・二%	〇・九%	七八・五%	廣 島	三四・六%	二・四%	〇・五%
大 阪	五・九七	三・四二	一・三	九・九四	熊 本	五・〇〇	一七・二六	〇・三	一四・五二	平 均	六・八七	一三・二四	一・三
札 幌	七・九九	一四・三五	九・〇三	一〇・七二									
仙 臺	四・一七	一〇・〇〇	〇・七	九・八三									

右の表に據りて國税と府縣税の滞納率を地方別に比較するに、先づ國税の(イ)税額別滞納率に於  
 ては東京税務監督局管區(以下略して東京管區と呼ぶ。他の區も亦之に準ず)の九・五一%を最高とし廣島管區の三・四六%を最  
 低となし札幌・名古屋管區は東京管區に亞いでその率が高い。(ロ)人口別にすれば札幌管區の九・〇  
 三%は斷然頭角を抜き遙に下りて東京・大阪管區之に亞ぐ。大阪管區の滞納率は全國の平均率に略  
 近い。税額別滞納率に於ては東京・名古屋管區等は札幌管區と略々肩を並ぶるのであるが人員別滞

納率に於て札幌管區より著しく低率なるは札幌管區に於ける少額の滞納者数の多きことを語るものである。又、廣島管區が税額別・人員別何れからみるも滞納率が最も少なること之に亞いで仙臺管區の滞納率の少いこと並びに東京管區の滞納率の大なることを注意すべきである。翻つて府縣税のイ)税額別滞納率をみるに熊本管區の一七・二六%を最大とし東京・札幌管區の一五・一一%一四・三五%之に亞ぐ。ロ)人員別滞納率にありては矢張熊本管區を第一として一四・五二%、東京管區の一・二・四八%札幌管區の一〇・七一%之につぐのである。府縣税の滞納率は税額別・人員別何れに於ても熊本管區が第一位を占めてゐることは注意せらるゝを要す。更に吾人は右の表に據りて次の事實を知る。第一は何れの管區にありても地方税の滞納率が税額別人員別何れからみるも國税の滞納率に比して著しく大なること、第二は國税滞納率の低き所必ずしも地方税の滞納率が低しと限らぬこと之である。而して第二の著例を熊本管區にみる。同區は國税の滞納率に於ては税額・人員別何れよりするも全國の平均以下にあるが、府縣税の滞納率に於ては全國八區の中最も大にして全國の平均を遙に凌駕してゐる。尙、國税に於て滞納率の最も低き廣島管區が府縣税に於ても人員別滞納率に於て最低率を示し税額別に於ても全國平均滞納率にあることは吾人の注意を惹く所である。地方別に觀たる租税滞納の状態は右の如し。固より夫は昭和二年度の統計に據つたものであつて必ずしも之を以てすべての年度の地方別滞納状態を斷定するを許さぬ。

二、租税滞納の原因　租税滞納の原因に就ては且て神戸博士は之を主觀的原因と客觀的原因とに分ち、主觀的原因としてはイ)租税道義上の状態ロ)地方的競争心の有無大小ハ)租税道義の自覺

修養等をあげ、客觀的原因としては(イ)納税義務者の經濟上の事情(ロ)租税の分量品質即ち負擔の大  
小及公平・不公平(ハ)租税の再生産的効果の如何(ニ)租税の新舊如何(ホ)收納方法即ち税法の規定及  
び税務の運用等の條件をあげて詳論せられた。凡そこれらの諸原因は滞納の一般的原因としては  
説いて餘す所がないのであるが、最近の滞納を述べんとする吾人にとりては特に最近に現はれた  
る若干の具體的特種的原因を併せ考へねばならぬ。かゝる原因を數へ來つて先づ大正年間及び昭  
和に亘る景氣の變動、大正十二年の郡役所廢止、普通選舉制の實施等をあげねばならぬ。

經濟上の景氣不景氣が租税と密接の關係を有するは言ふまでもない。好景氣になれば物價は一  
般に騰貴し租税の排消作用も亦容易に行はるゝのであるが不景氣になればこれが困難となり租税  
の苦痛大となり收税の成績も亦不良となる。我國に於ては大正二年殊に三年は戦前に於ける不況  
の底にあつたが偶々世界戦争の勃發するに及んで所謂戦時景氣が出はじめ大正八年頃には好景氣  
の絶頂に上つた。然るに大正九年春期に至りて恐慌が襲來し景氣は次第に沈衰し下りて大正十一  
年末には銀行恐慌が現はれ加之同十二年には關東の大震災によりて巨億の國富と數萬の生命とを  
一時に失つた。爾來財界は不況の道を辿る一方であり資本主義の行詰りより來る世界的不況の影  
響をもうけて不景氣を深刻ならしめて今日に及んだ。前掲第一表・第二表にみても租税の滞納率  
が大正九年度に於て急激に上り其後大體に於てその率を増加しつゝあるがその有力なる原因とし  
てこの財界の不況を考へねばならぬ。

次に郡制と徵稅事務との關係を述べんに郡制施行中にありても

(舊郡制は明治廿三年五月法律第三六號  
によりて制定せられ、明治卅二年法律

2) 神戸博士、前掲論文参照

3) 神戸博士著、租税研究第五卷第三編不景氣と租税参照

第六五號によりて郡制全部改正さる。大正十年四月十二日法律第六三號により廢止  
法現はれ大正十二年勅令第四四號によりて同十二年四月一日より廢止が實施さる。市町村は國稅地租・營業稅・第三  
種所得稅自家用醬油稅及賣藥營業稅等の徵收(明治三十年勅令第九十五號市町村に於て徵收すべき國稅  
に關する件同三十一年法律第二十一號國稅徵收法第五條)の外  
府縣稅も其全部を舉げて之を徵收してゐたのである。(明治卅三年勅令第八十一號府縣  
稅徵收に關する件第一條第一項)而して市に對す  
る監督機關としては第一次に府縣知事第二次に内務大臣、町村に對しては第一次に郡長第二次に  
府縣知事第三次に内務大臣なるを原則とした。之を今日と比較して郡長が町村の直接監督機關で  
あつたことは異り、かの徵稅事務に關しても町村が今日の如く府縣知事の監督を受くるに比し各  
郡長の監督督勵を受けし時代の成績は良好であつたといはれる。大正十三年度以降の收稅成績を  
較ぶるには之を考慮にいれねばならぬ。

更に普通選舉制と納稅との關係を述べんに舊法にありては市町村會議員の選舉權被選舉權をう  
るには市町村の公民たるを要しその市町村公民たるの資格條件として二年以來其市町村の直接市  
町村稅を納むることを要し(舊市制第九條舊  
町村稅第七條)且つ市町村公民は租稅滯納の處分中は公民權を停止せ  
られた。(舊市制第十一條  
舊町村制第九條)然るに大正十五年法律第七十四號を以てこれらの條項を改正して公民資  
格から納稅條件を撤發した。又、大正十五年法律第七十三號によりて舊府縣制第六條を改正し府  
縣會議員の選舉權被選舉權の資格に附したる「府縣内ノ市町村公民ニシテ一年以來其ノ府縣内ニ  
於テ直接國稅ヲ納ムル」者といふ納稅條件を撤廢し、大正十四年五月五日公布の所謂普通選舉法  
に於ては衆議院議員の選舉權・被選舉權からも納稅條件を撤廢した。從來これらの公權を行使せ  
んがために止むをえず納稅に努力したるが如き者も今やその努力の刺戟を失ふたこと、なり納稅

成績の不良を齎らす一原因となつたといはれてゐる。

以上に於て吾人は大正・昭和にかけて納税に影響を及ぼせる特種の原因を述べ終つたのであるがこの外この間に行はれたる税法の改正から生ずる負擔の變化をも勿論考慮に在るべく更には世界戦争後に現はれし社會思想の動搖、一部階級に於ける租税道德の衰退等をも看過することが出来ないであらう。以下、吾人はこれらの一般的・特種的原因を併せ考へつゝ我國の國税・府縣税の滞納状態を各別に觀察せうと思ふ。

三、國税の滞納状態 國税の總てに就てその滞納状態を検することはこの小論のよくなしえざる所なるが故に之を直接税・間接税に分ちて各々から二三の重要なる租税を選ぶこととする。

第一、直接税 (イ) 所得税の滞納 之を税額別・人員別にして先づ税額別の滞納率を検すれば大正三年度以來昭和二年度に至る十四年間の成績左の如し。(大正二年度の資料を)  
(欠くが故に之を省く)

第四表 最近十四年間の所得税滞納率(税額別)

	大正三	大正四	大正五	大正六	大正七	大正八	大正九	大正十	大正十	大正十	大正十	大正十	大正十	昭和二	平均
第一種所得税	七・六%	六・一六	五・三三	一〇・九五	一七・四四	一七・八四	三・四九	二六・六元	三三・三三	三三・三三	一八・三三	一八・二六	三三・二六	二九・九三	三三・四二
第二種所得税	七・六%	六・一六	五・三三	一〇・九五	一七・四四	一七・八四	三・四九	二六・六元	三三・三三	三三・三三	一八・三三	一八・二六	三三・二六	二九・九三	三三・四二
第三種所得税	一・六五%	〇・八七	〇・三三	〇・八八	二・二三	三・三四	三・三五	二・六二	一・七二	一・七六	一・七七	一・五〇	二・〇六	二・一八	一・六一

(備考) — 線は零を示す。\*を附したる所は零に非れども零に近きことを示す。以下同じ。

即ち右十四箇年間に於て第一種所得税即ち法人の所得税の滞納率は最低が大正五年度の五・三

三圓最高は大正九年度の三二・四九圓平均二二・四一圓にして第二種所得税の滞納税額は、大正七年度まではこれなく八年度に至りて僅少の滞納額あらはれ大正九年度以來の成績は右表の如く最高が百圓に就き二・一八圓である。第三種即ち個人所得税に於ては十四個年の平均が二・九四圓となつてゐる。之を平均にみるに第一種所得税の滞納率は最も大にして他は之に比して著しく低い。翻つて所得税の滞納率を人員別にみやう。

第五表 最近十四箇年の所得税滞納率(人員別)

	大正三	大正四	大正五	大正六	大正七	大正八	大正九	大正十	大正十	大正十	大正十	大正十	昭和二	平均
第一種所得税	二〇・五%	三・八	三・〇	三・九	三・八	三・〇	四・六	六・三	五・四	三・四	三・六	三・九	三・四	三・四
第二種所得税	一・〇%	—	—	—	—	〇・八	一・五	一・三	二・〇	二・八	一・六	一・四	一・四	一・六
第三種所得税	一・〇%	〇・九	〇・五	〇・六	〇・七	一・五	一・九	一・五	一・六	二・五	三・四	三・四	三・五	二・九

第一種所得税にありては滞納率が百人に就き最低二〇・三五人最高四四・九一人平均三四・五六人、第二種所得税にありては同じく最低〇・〇八人最高二・八四人平均一・六九人、第三種所得税に於ては同じく百人に就き最低〇・五六人最高三・四一人平均一・九二人である。之に於ても矢張法人の滞納人員率が他よりも遙かに多い。

第五・六表を觀て所得税の滞納率は、大正三年度以來多くなりつゝある殊に第一種所得税に於てこの傾向を強くみるのであるが、尙十四個年を通覽すると屢々その率は起伏を繰り返してゐる。これ所得税が經濟界の事情に最もよく左右さるゝ結果とみるべきであらう。其他、吾人の注意を

惹くはイ)法人所得税の滞納率の大なること(ロ)源泉課税たる第二種所得税にも滞納のあること(ハ)第一・第二種所得税に比して第三種所得税の納税成蹟の比較的よいこと等が之である。法人所得税の滞納率の大なるに就ては個人に比して法人の租税道德の低いこと、經濟界の不況、その他金利上の打算等も有力なる原因なるが、徴税技術上の關係も亦大なりといはれる。即ち第三種所得税の徴税機關は市町村なるが第一種所得税に於いては税務署である。而も第三種所得税の納期は一定してゐるが第一種所得税にありては事業年度の終了次第隨時に課徴せらるゝのである。第三種所得税に於ては納税の督勵が可能であるが第一種所得税に於ては殆ど之が行はれえないといはるゝ。蓋し納期のまらゝなる數多きの會社に就て一一税務署員が出張して納税を督勵するといふことは今日の組織を以てしては過大の要求なるが故である。以上の理由は應て又第三種所得税の納税成蹟の比較的良好なる理由ともなるわけである。次に第二種所得税の滞納なるが抑もこの税は公債社債銀行預金利子・貸附信託の利益及び日本内地に居住せぬ者が日本内地に本店のある會社から受くる配當金・賞與金等に課税するものであり、それは右の利子・配當・利益の支拂者たる銀行會社が便宜上之を徴收して政府に納付することゝなつてゐる。第二種所得税の滞納はこれら銀行、會社が徴收したる租税の納付を怠れる場合に生ずる。従つて滞納處分も亦右の銀行會社に對してなされる。何故に銀行・會社は徴税機關としての責務を果さぬか？、思ふに金利の打算から出づる公道德の疵痺が最大の原因であらう。而してこの第二種所得税の納滞は右表の如く僅少乍ら漸次増加しつゝある。尙最近十四年間の所得税法の變化としては大正九年の改正を忘れ

てはならぬ。即ちこれによりて株式の配當に對しては從來會社のみに對して比例税率を以て所謂源泉課税を行つて來たのであるが之をすて、配當をうくる各個人に對して凡ての所得と共に綜合して累進税率を以てする綜合課税主義を採つたのである。これ我國租税史上劃期的の事實である併しその結果滞納率に如何に響いたかは茲に斷するを難しとする。

〔地租の滞納〕 地租の重要な特質の一はその課税標準たる地價が固定して動かす財界の好不況と没交渉であるといふことである。従つて地租の實質上の負擔は好況時に軽く不況時に重い。最近十四年間の地租の滞納率を掲げやう。

第六表 最近十四年間の地租滞納率

滞納率	年 度
0.6%	大正三
0.7%	大正四
0.3%	大正五
0.5%	大正六
0.5%	大正七
0.7%	大正八
0.1%	大正九
0.6%	大正十
0.7%	大正十一
0.2%	大正十二
0.3%	大正十三
0.4%	大正十四
0.3%	大正十五
0.7%	昭和二
0.5%	平 均

右表は田租・畑租・宅地租・雑地租の合計に就ての計算である。その滞納率は最高が人員に於て百人に就き〇・四九人、税額に於て百圓に就き〇・七七圓である。十四個年間の平均は税額〇・三〇%人員〇・一五%であり之を第三種所得税の滞納率十四個年間平均税額二・九四%人員一九・二%に比して著しく低率なることを知る。大正五・六・七・八年度には滞納率が低下し大正九年度僅少乍ら漸増しつつあるは經濟不況に因る地租の實質的負擔の遞増を物語るものでなからうかと思ふ。尙、地租の中、宅地租の滞納率が最も大い。試みに田租と宅地租との滞納率を税額に就て比

4) 汐見博士、株式配當金の源泉課税、經濟論叢第卅卷第六號

較すれば次表の如くなる。

第七表 田租と宅地租との滞納率比較(税額別)

滞納率	年 度	
	田 租	宅 地 租
	大正三	大正三
	大正四	大正四
	大正五	大正五
	大正六	大正六
	大正七	大正七
	大正八	大正八
	大正九	大正九
	大正十	大正十
	大正十一	大正十一
	大正十二	大正十二
	大正十三	大正十三
	大正十四	大正十四
	大正十五	大正十五
	大正十六	大正十六
	大正十七	大正十七
	大正十八	大正十八
	大正十九	大正十九
	大正二十	大正二十
	昭和二	昭和二
	平均	平均

即ち各年度に就てみるも田租よりも宅地租の滞納率が高く平均に於て田租〇・二九%宅地租〇・七七%の對立を示す。尙人員別にみるも宅地租の滞納率は大であり十四年間の平均では田租〇・八%宅地租〇・二二%となつてゐる。何故か、る差を示すか、種々の原因も錯綜するであらうが田租の納税者には地方農民が多く宅地租のそれには都會住民が多く而して都鄙住民の納税道德の原簿が最も有力なる原因とせられてゐる。

右の外、大正十五年の地租税法の改正によりて地價二百圓未満の小地主・自作人の地租を免ずることゝしたがこれが滞納率に如何に響いたか、昭和二年度の地租の滞納率は前年に比し一般に高くなつてゐるが、これが凡て免税點を設けし結果なりやは疑はしい。

(八)營業税の滞納 國稅營業税は明治廿九年の設定にかゝり來來數次の改正をへて大正十五年に及びて廢止せられ同年三月廿七日の法律第十一號を以て新に營業收益税が生まれた。かくてこの税は従來の外形標準による課税方法を改めて營業純益に税するの主義を採つたのである。加之、同法は個人の營業純益年四百圓未満には免税することゝしたるの外、舊法よりも課税營業の種類

を七種許り削減したる等大なる變更が行はれてゐるので、滞納率を検するにも營業税と營業收益税とは區別すべきである。

第八表 最近十五年間營業税の滞納率

滞納率	年 度															營業税同收益平均税率		
	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	昭和二			
税・額 別	六・八九%	六・〇六	三・四九	一・七九	一・四一	一・六五	二・二〇	九・〇三	五・七二	五・三六	四・七三	五・六〇	六・三三	二・七九	三・四一	五・〇八	一・五・六一	
人・員 別	九・五三	八・八五	五・〇四	三・〇五	二・〇八	一・九五	二・五三	五・九〇	四・九〇	五・〇四	五・八七	六・二四	七・二五	二・八八	三・八二	九・四九	五・三三	九・四九

(備考) 營業收益税法は「大正十六年一月一日」より施行されてゐる。表中\*を附したるは營業收益税の分である。

營業税の滞納率は税額・人員何れに於ても大正二年度以來は次第に低下し大正六七年度の頃には最低に達し大正九年度に至りて急騰し爾後一時低下したが其後再び其率を高めつゝある。大正九年度の高率なるは經濟恐慌に由るものなるべく最近時に至りて次第に率を高めつゝあるは經濟不況・税法の變化等に關係する所大であらう。尙、税法の改正に際しての滞納率の激變は注意せらるべき現象である。大正十五年度に屬するが大正十六年(昭和二年)一月一日より三月卅一日までの營業收益税の滞納率は税額に於て二七・九五%人員に於て二八・八二%の高率を示してゐる。昭和二年度に至りては營業收益税の滞納率が著しく減じたが、課税技術上殘されてゐた舊營業税の滞納率は甚だ大である。税法改正の徵税に及ぼす激變の一例證とみられうる。營業税の滞納率は過去十四年を平均して税額別五・〇八%人員別五・五三%なるが之を地租の滞納率十四年間平均税額別〇・三〇人員別〇・一五%に比すれば遙にその率が大きい。これ何故であるか?、二者の負擔關



先づ十五個年間の平均滞納率に就てみれば酒税では酒精税に最も多く麥酒税之に亞ぎ酒造税に最も少い。併し絶對額からいへば酒造税の滞納額は他より遙に多く(例へば昭和二年度に於て滞納額酒造税は二、五〇三千圓麥酒税一、八七七千圓酒精税二七九千圓である)従つて國庫に與ふる打撃も甚大である。砂糖と織物の消費税にありては前者の滞納率が大である。今これらの滞納率の十五個年間に於ける變動をみるに、大正三年頃より五六年頃には減率し大正九年・十年度に至りて最高率を示してゐる。これ大正九年の經濟恐慌の反映であらう。又織物消費税を除けば大正十五年度よりも昭和二年度に於て一般に滞納率が著しく騰つて居り單り織物消費税の滞納率のみが下つてゐる。何故か？ 思ふに之は大正十五年の税制改革によりて酒造税は一石卅圓から卅六圓に酒精税が一石三十五圓から四十二圓に麥酒税が一石十八圓から廿五圓に各増率せられたるためと併せて經濟不況との結果であらう。翻つて右間接税の滞納率を既述直接税の滞納率と比較するに間接税にも直接税よりも滞納率の高きあり低きあり一概に斷定出來ぬ。上述の範圍では平均に於て間接税の滞納は少くとも地租より率高く尙税額別に於て麥酒税と第三種所得税砂糖消費税と營業税との滞納率は接近し人員別に於て酒造税と第三種所得税の滞納率が接近してゐる。

**四、府縣税の滞納状態** 府縣税を國税附加税と府縣特別税とに分ちその主なるものに就て觀察することゝする。

**第一、國税附加税の滞納率** (1) 先づ國税所得税の府縣附加税の滞納率を最近十二個年に亘つて示さう。大正五年度以前のもは統計資料上之を欠く。

第十表 最近十二箇年間に於ける國稅所得稅の府縣附加稅滞納率

滞納率	年度												
	大正五	大正六	大正七	大正八	大正九	大正十	大正十	大正十	大正十	大正十	大正十	昭和二	
稅額別	六・三三%	四・六〇%	六・九	八・〇	一四・三七	二・三五	九・七	二・六	一・三	九・六	一・三四	一四・〇三	二・三
人員別	四・六	三・二〇	四・七五	六・五	五・六五	四・四七	五・三	五・五六	八・〇二	八・七	九・四九	二・二三	六・六
平均													

國稅所得稅の第二種所得稅には附加稅を課せざるが故に府縣の所得稅附加稅は國稅の第一種・第三種所得稅に課するものである。今右表を觀るに同附加稅の滞納率は稅額別・人員別何れも大正六年度を最低とし更に稅額別に於て大正九年度及び昭和二年度が最高率を示し人員別に於ては昭和二年度・大正十五年度に於て最高率を示し大正九年度は前年度に比し却つて率を減じてゐる大體からみて大正十二年度以後は漸次滞納率が増加しつゝある。大正六七年度に低率なるは戰時景氣によるものなるべく稅額別に於て大正九年度の高率なるは經濟恐慌の影響であらうが人員別に於て却つて減率してゐるは何故か不明である。大正十二年頃より滞納率の上りつゝあるは經濟不況によることが多いであらう。次に之を本稅の滞納率と比較するに府縣稅附加稅の滞納率は國稅第一種所得稅の滞納率よりも遙に低く國稅第三種所得稅の滞納率よりも遙に高い。(第四、五)表参照)

(口)國稅地租・營業稅の府縣附加稅に就て滞納率を掲げんに第十一表の如し。資料の都合上大正五年度以前は之を欠く。

年度	滞納率	
	税額別	人員別
大正五	一・三六%	〇・八八
大正六	一・三六%	一・七二
大正七	一・三六%	〇・七七
大正八	一・三六%	〇・九二
大正九	一・三六%	一・〇五
大正十	一・三六%	一・五五
大正十一	一・三六%	一・五八
大正十二	一・三六%	一・九四
大正十三	一・三六%	二・七六
大正十四	一・三六%	三・五二
大正十五	一・三六%	五・四五
昭和二	一・三六%	一・九九
平均	一・三六%	一・三三

  

年度	營業稅附加稅	
	税額別	人員別
大正五	七・六三%	一〇・三七
大正六	五・六四	八・四二
大正七	六・二五	一〇・三三
大正八	七・五四	一二・二六
大正九	一六・四〇	一五・六〇
大正十	一四・五八	二二・八〇
大正十一	一三・九〇	二二・九八
大正十二	一三・七〇	二四・〇二
大正十三	一六・四二	二六・三六
大正十四	一五・四五	二六・三三
大正十五	一七・四四	二八・五三
昭和二	一三・三三	一八・五三
平均	一五・三五	一四・六七

道府縣附加稅としては所得稅附加稅を除けば地租並に營業稅附加稅は最も重をなす。試みに昭和三年度豫算に據れば所得稅附加稅三五、二二八千圓、地租附加稅七〇、三九一千圓、營業收益稅附加稅二五、二八五千圓である。而して今茲に地租と營業稅の滞納率を並ぶる所以は、二者が二大國稅收益稅の附加稅として府縣附加稅としても重要な地位を占むるの外、一は地價に課稅し他は營業乃至其收益に課稅し、又一は大體農民稅といはるゝに對し他は商工民の稅であるといふことや、經濟事情に對して一は銳感他は敏感といふが如き興味ある對比をなすが故である。

さて第十一表を讀むに各年度別に比較しても稅額人員何れの滞納率も地租より營業稅の附加稅に大であり平均に於て稅額別地租附加稅一・九九%營業稅附加稅一五・三五%、人員別地租附加稅二・二二%營業稅附加稅一四・六七%といふ大なる差を示してゐる。こは何故か、抑も營業稅は一般に地租に比して重きを傾を有するのであるが、其他都鄙人士の租稅觀念の差異經濟事情の感受性の多少等にも由るものであらう。又、國稅營業稅は大正十五年の改正によりて營業收益稅と改められたることや稅法の實質に大變更を加へられたること並に同年の改正によりて地租の免稅

點を設けられたることゝ等は既述の如くなるがその結果はこれら各税の附加税滞納率に如何に影響せるか他日充分の資料をえて究めたいと思ふ。更に過去十二個年間の滞納率の變動をみるに、經濟恐慌の起れる大正九年度には營業税附加税の滞納率は急騰してゐる地租附加税のそれは僅少に止つてゐる。之を大體からいへば大正九年度以來兩税とも滞納率は漸次多くなりつゝある。これ一には經濟不況の齎らす結果でなければならぬ。翻つて二者の滞納率を本税のそれと比較すると次の表をうる。

第十二表 最近十二箇年間に於ける地租・營業税の本税と府縣附加税との滞納率比較

地 租	税 額 別		人 員 別		營 業 税	税 額 別		人 員 別	
	國 稅	附 加 稅	國 稅	附 加 稅		國 稅	附 加 稅	國 稅	附 加 稅
	〇・三六	一・九	〇・二六	二・三二		五・〇六	一五・三五	五・六七	一四・六七

右みる如く滞納率は何れも本税たる國稅よりも府縣附加税の於て大である。これ國民の國稅に對する傳統的觀念と國稅に對する徵稅上督促の可能且つ努力の大なるに由るものといはれてゐる。

第二、府縣特別税の滞納率 今日府縣特別税としては家屋税と雜種税とが最も重要な地位を占めてゐる。昭和三年度豫算に據ればその收入前者は四〇、四六九千圓後者は五六、三〇一千圓であり同年度の府縣特別税收入の七一%を占めてゐる。併し大正十五年地方税制の改正せらるゝまでは府縣税戸數割が原則であつて家屋税は戸數割の賦課せられざる地に課せられたのである。さ

れば税収入の地位も勿論戸數割は家屋税より遙に高く試みに大正五年度以來大正十五年度までの戸數割收入四二四、一四五千圓を家屋税收入七三、三九六千圓に比較すれば後者は前者の漸く一七%にすぎぬ。今左に舊戸數割及び現存家屋税雜種税の滞納率變遷をみやう。

第十三表 最近十四箇年間の戸數割・家屋税・雜種税の滞納率

戸數割	大正五		大正六		大正七		大正八		大正九		大正十		大正十一		大正十二		大正十三		大正十四		大正十五		昭和二		平均
	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	人員別	税額別	
人員別	三・八	三・〇八	二・七二	二・七六	三・二五	三・六四	五・〇三	五・五四	五・四九	六・〇一	九・〇九	—	—	五・〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
税額別	五・二	四・二	四・二	四・四	五・二	五・〇二	六・六〇	七・三三	六・三四	七・四七	九・〇九	—	—	五・八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人員別	三・三	一・八七	一・八五	一・九五	一・九五	一・八五	三・七七	三・四	三・八二	三・三	二・四・五	一・四・五	三・一四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
税額別	三・三	二・四・六	二・三・八	二・三・七	二・三・〇九	二・三・三	二・五・七	二・四・七三	二・三・六三	二・六・九四	一・〇・八四	一・六・〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人員別	二・二	九・三	七・七	七・九五	八・四九	九・元	一〇・四二	一〇・五	二・九二	二・三九	一四・七	一七・〇三	二・五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
税額別	八・八	七・三九	六・九	六・九三	七・七三	五・七〇	六・二五	六・二七	七・八〇	九・〇六	二・四八	一五・〇七	八・四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

右表をみて先づ吾人の注意を惹くことは戸數割に比して家屋税滞納率の著しく大なることである。即ち戸數割十一年間平均税額別五・〇七%、人員別五・八三%なるに家屋税十二年間の滞納率平均税額別二二・一四%人員別一六・〇八%である。之は何故か？一には家屋税の行はれたる所には都會地多く（大正十五年では\*三十四市、百五十三町村）、都會人の納税道德の低いといふことが原因であらうし他には家屋税は収益税であり戸數割は資力税であり二者何れも確定したる客觀的課税標準を有しなかつたのであるが就中家屋税に於て負擔の公平を欠き過重負擔となつてゐたといふ事情のあること

\* 内務省地方局、地方財政の現況に據る

も看過出來ぬであらう。次の雜種税は自轉車・車・不動産取得・遊興・藝妓・法人建物・漁業・興行・演劇税等を主たるものとし其他物の所有・使用・奢侈的物件・行爲・營行利爲等に課税するものにしてその税種大正十五年には百三種に及んだが同年の地方税制改正の結果整理せられて昭和二年には四十四種となつてゐる。何れにしてもこと雜種税は資力の小なるものを税し細民税といはるゝものである。その滞納平均率は可なり高いといはねばならぬ。戸數割・家屋税・雜種税を通じて大正九年度頃より次第に滞納率は大となりつゝあるは經濟不況が主要原因をなすものであらう。

**五、租税滞納と租税收入** 租税滞納は必ずしも不納に終ると限らぬ。我國税徴收法に據れば租税滞納者には納税の督促狀を發し然も指定の期限までに完納せざる場合には茲に所謂滞納處分が始められ先づ財産の差押を行ひ遂に財産公賣の手續にまで及ぶのである。統計の示す所をみるに滞納税額は概ね財産公賣即ち所謂處分執行のなざるゝ前に納付せられてゐる。試みに昭和二年度にみるに國税總額の滞納税額五一、二二三千圓滞納人員五三五、二〇一人處分執行税額四六二千圓處分執行人員四、六三三人その比率税額に於て〇・八九%人員に於て〇・八六%に過ぎぬ。かの國税中滞納率の最も大なる第一種所得税に於てすら滞納に對して處分執行せらるゝものは税額に於て〇・〇三%人員に於て〇・五%にすぎぬ。左に大正二年度以來の國税調定税額・人員に對する滞納處分執行税額人員の百分比を示さう。

第十四表 國税調定税額人員に對する滞納處分執行税額人員の比率

5) 内務省地方局、地方財政概要に據る。



長野	九・四	九・八	九・七	九・七	九・七	九・九	九・〇	九・八	九・二
宮城	九・三	九・二	九・七	九・五	九・五	九・二	九・二	九・八	九・三
福島	九・四	九・三	九・五	九・二	九・六	九・七	九・六	九・六	九・二
岩手	九・一	九・二	九・七	九・六	九・四	九・〇	九・三	九・三	九・四
青森	九・九	九・〇	九・七	九・九	九・四	九・四	九・四	九・〇	九・〇
山形	九・三	九・二	九・八	九・一	九・九	九・二	九・二	八・五	七・三
秋田	九・三	九・七	九・二	九・三	九・〇	九・四	九・六	九・六	九・六
廣島	九・七	九・二	九・三	九・三	九・三	九・四	九・六	九・六	九・六
岡山	九・二	九・八	九・三	九・一	九・九	九・二	九・二	九・五	七・三
山口	九・七	九・七	九・七	九・五	九・四	九・四	九・二	九・八	九・二
徳島	九・二	九・二	九・六	九・二	九・六	九・七	九・二	九・八	九・三
香川	九・七	九・七	九・六	九・二	九・四	九・七	九・七	九・八	九・三
愛媛	九・九	九・九	九・九	九・九	九・四	九・四	九・二	九・八	九・三
高知	九・一	九・一	九・一	九・一	九・九	九・二	九・二	九・八	九・三
福岡	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三	九・四	九・四	九・八	九・三
大分	九・七	九・八	九・二						
佐賀	九・二	九・八	九・三						
熊本	九・七	九・八	九・三						
鹿兒島	九・四	九・八	九・三						
宮崎	九・四	九・八	九・三						
鹿児島	九・四	九・八	九・三						
沖縄	八・五	九・八	九・三						
合計	九・七	九・八	九・三						

即ち府縣稅收入率は大正三十三年度には合計に於て九七・六%昭和二年度には同じく九五・六%である。之を各府縣別にみるも東京沖繩を除けば何れも九〇%以上九九・九%の間にある。

之を要するに國稅・地方稅何れも滞納率が相當に大なるにも拘らず最後の納付成績は必ずしも不良なりといへぬ。寧ろ吾人の豫期以上のものがある。これ市町村稅務署その他の徵稅機關の納稅督勵の努力と國家の平素の納稅道德の涵養・納稅施設の獎勵とに由るものといはねばならぬ。併し又他面、國家・地方團體は何故に滞納率が多きかを慎重に考慮し租稅政策を誤つてはならぬ。殊に過重負擔による滞納と利己的打算や單なる怠慢による滞納とは之を峻別してよく其對策の誤るなきを期すべきである。

六、緒言 以上述べたる所を要約すれば次の如し。先づ國稅と地方稅とに就ては一般に(イ)地方稅の滞納率は國稅滞納率よりも大であり(ロ)國稅の滞納率の低き所必ずしも地方稅の滞納率低からず、(ハ)國稅と府縣附加稅とにありては後者の滞納率が高い。而して(ニ)國稅・地方稅何れに於

ても最後の收納率は良好なることを斷じうるし國税のみに就ては(イ)第一種所得税の滞納率極めて大(ロ)地租と營業税にありては後者の滞納率は前者のそれより遙に高く(ハ)地租の中、宅地租の滞納率は田租より高い。尙、(ニ)直接税同様間接税にも滞納が行はれその滞納率必ずしも直接税よりも低しともいへぬ。あるものによりては高くあるものによりては低い。更に府縣税のみに就ていへば(イ)附加税の中、營業税附加税は地租附加税よりも滞納率高く(ロ)特別税の中樞たる家屋税・雜種税に於ても滞納は可なり多く(ハ)府縣税戸數割の存せし頃にはその滞納率は府縣税家屋税よりも低かりしこと等をいへうる。翻つて之を時間的に見て滞納率は國税・地方税とも大正十一年頃より漸次増加しつゝある。又、滞納率が經濟上の好不況を可なり反映することも經濟好況の大正六十年代及び不況の九年度及びそれ以後の年度の比率加之を示す。尙、一般に都市が農村に比して納税成績の不良なることに就ても幾多の資料を提供してゐる。更に納税成績の如何が納税の督促の努力如何に俟つこと大なるものあるを忘れてはならぬ。

本研究もとより未完成のものである。殊に所得階級別にみたる滞納率などは最も必要なものであるが遂に其資料をえられなかつた。之が完成を他日に期したい。(五・一一二六)

附言、本研究に關し大村内務事務官・大津山福岡縣庶務課長・小野京都上京稅務署長並びに武田學士に對して深謝する次第である。